

「学力に関する証明書」を申請される方へ

※「学力に関する証明書」を申請される前に必ずご一読ください。

1、「学力に関する証明書」とは

「学力に関する証明書」とは、教育職員免許状（以下「免許状」という）を取得するにあたって、必要となる単位数を関係法規で定められる区分に読み替えた証明書のことです。

そのため「免許状」取得に必要な科目名とその単位数のみが記載され、成績評価（秀優良可）は記載されません。また、「免許状」取得に必要な科目についても記載されません。

在学中に修得した全ての科目の単位数、成績が必要な場合は「成績証明書」を申請してください。

「学力に関する証明書」は「免許状」を取得したこと、あるいは取得できることを証明するものではありません。

「免許状」を取得していることを証明する証明書を希望される場合は、「免許状」を授与された都道府県の教育委員会に「教育職員免許状授与証明書」を申請してください。

2、「学力に関する証明書」の使用目的

- ①「免許状」取得に必要な単位が全て修得できたので教育委員会に「免許状」の申請をおこなう
- ②「免許状」取得に必要な単位が修得できていないので教育委員会で不足単位を確認する。
- ③「免許状」取得に必要な単位が修得できていないので他大学等で不足単位を確認する。

3、入学年度別の教育職員免許法改正に伴う適用免許法

適用免許法	入学年度
新法（平成28年改正法）	平成31年（2019年）度入学～
旧法（平成10年改正法）	平成12年（2000年）度～平成30年（2018年）度入学
旧々法（昭和63年改正法）	平成2年（1990年）度～平成11年（1999年）度入学
旧々々法	～平成元年（1989年）度入学

- ① 旧法以前の入学生でも、在学中に修得できなかった不足単位をこれから修得する場合や、別の学校種、科目の「免許状」をこれから新たに取得しようとする場合は原則、新法が適用されます。
- ② 旧法以前の入学生で、①に該当されない場合は、原則として入学年度に該当する免許法で「学力に関する証明書」を発行します。
- ③ ①、②に関わらず確認のため、どの適用免許法で提出するのかは、事前に必ず提出先にご確認下さい。

4、その他、ご注意いただきたいこと

- ①「学力に関する証明書」の発行には在学時の科目の確認等で一週間程度のお時間をいただくことがあります。特に、旧法以前の入学生の方が新法で申請される場合は、修得された科目を新法の科目に読み替える必要がありますので、さらに時間をいただくことがあります。ご了承下さい。
- ② **初等教育科卒業生の方**は、小学校教諭二種免許状の「学力に関する証明書」か、幼稚園教諭二種免許状の「学力に関する証明書」かを証明書の申請用紙の空白欄にお書き下さい（小学校 あるいは 幼稚園 とお書きいただければけっこうです）。両方1通ずつの場合は、合計2通の申請になります
- ③ 英文の「学力に関する証明書」はありません。
- ④ 教育職員免許法規則第66条の6に定める科目（「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」）のみを証明する「学力に関する証明書」は、在学した学科の教職課程の有無や入学年度に関係なく申請できます。その場合は申請用紙の空白欄に「第66条の6のみ希望」とお書き下さい。